

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

「中高年の活躍支援」特設サイトがオープンしました

◆「中高年の活躍支援」とは

厚生労働省は、バブル崩壊後の 1990～2000 年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を迎えた世代（就職氷河期世代）が 50 代半ばに差し掛かっていることを踏まえ、中高年層にも間口を広げ、これまでの「就職氷河期世代活躍支援」特設サイトを、「中高年の活躍支援」特設サイトとしてリニューアルオープンしました。その特徴と活躍支援の概要をまとめます。

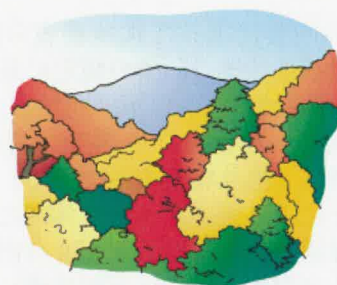
◆お悩み別サポート支援

サイト内において、下記のような不安材料ごとにサポート窓口を設けています（Chat と相談＆検索もできます）。

- 1 経済面で将来に不安がある（ハローワーク）
 - ・すぐに働きたいけどどこで求人を探せばよいか
 - ・スキルアップしたい
 - ・自分のキャリアを相談したい
 - ・介護と仕事を両立したい
- 2 社会とのつながりに不安を抱えている（サポステ）
 - ・これまでの職場でうまくいかず、自信が持てない
 - ・悩みを誰にも話せずひとりで抱えていた
 - ・フルタイムで働くことに不安があるが、挑戦してみたい
- 3 家計の状況や家族介護に不安がある（各種支援機関）
 - ・家計のやりくりが難しく、生活が苦しい
 - ・定年を過ぎても働きたい
 - ・年金制度について知りたい
 - ・家族介護に直面している方への支援を知りたい

◆事業主ができること

雇用する側としては、中高年の積極的な採用や人



材育成をするにあたり、以下のような助成金を利用できます。

- ・トライアル雇用助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・両立支援等助成金
- ・65 歳超雇用推進助成金

【厚生労働省「中高年の活躍支援」特設サイト】

https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/

健康保険の被扶養者認定は令和 8 年 4 月から労働契約内容で年間収入を判定

健康保険の被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和 8 年 4 月からは、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、次のとおり、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととされました。

◆労働契約で定められた賃金（労働基準法第 11 条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれる。）から見込まれる年間収入が 130 万円（認定対象者が 60 歳以上の者である場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180 万円。認

定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満であり、かつ、他の収入が見込まれず、

- (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合
- (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合

には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱う。

◆労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容が分かる書類の添付および当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認する。具体的には、通知書等の賃金を確認し、年間収入が130万円未満（一定の場合は180万円または150万円未満）である場合には、原則として被扶養者として取り扱う。なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求める。

【厚生労働省「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0060.pdf>

11月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

17日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出 [税務署]

12月1日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局

または銀行]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

インフルエンザの流行の兆しが見え始めています。

さて、インフルエンザ予防接種を福利厚生で行う際の留意点にはどんなことが必要でしょうか？

厚生労働省は3日、令和7年第39週の定点当たり報告数が1.00を上回り、インフルエンザが流行シーズンに入ったことを発表しました。例年より2カ月ほど流行入りが早いことや、昨年の報告数が統計史上最多となった原因として、ワクチン接種率の低下が指摘されていることから、早めの予防接種を推奨することが望ましいと考えられます。

毎年の予防接種では、国内・国外の動向を鑑みて流行すると予測された型のワクチンが使用されます。今年度から、日本で使用されるワクチンが4価から3価へと変更されました。これは世界的に検出されていないウイルス株であるB／山形系統を除くとしたWHOの方針に基づいた決定です。インフルエンザワクチンの研究も進んでおり、昨年に製造販売が承認されたワクチンもあるので、専門家と相談して予防接種に使用するワクチンを選択しましょう。

予防接種の費用を会社で負担した場合、著しく高額ではなく、業務上必要であり、従業員全員を対象としている場合は福利厚生費として経理処理できます。

しかし、予防接種を強制することはできないことに注意が必要です。インフルエンザ予防接種は法的な強制力がなく、会社が接種を強制することはパワハラ問題に繋がりがかねません。また、アレルギーや既往症等による副反応のリスクもあるため、推奨制度を作成する場合はパワハラ防止の周知を含めたトラブル対策を講じましょう。

コロナウイルス等の他の感染症も警戒する必要がありますが、マスクの着用や手洗いといった生活習慣による予防にも限界があります。感染による業務停滞を防ぐには、会社がインフルエンザ予防接種を推奨することも重要です。

寒暖差の激しい毎日ですが、お互いに自己保健義務を履行し、健康に留意して、労働義務の完全履行に努めたいものです。

岡